

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第40号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
別表第1（第7条関係） <table border="1"><thead><tr><th>県立都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立御所湖広域公園</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	県立都市公園名	有料公園施設	[略]		岩手県立御所湖広域公園	[略]	別表第1（第7条関係） <table border="1"><thead><tr><th>県立都市公園名</th><th>有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立御所湖広域公園</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県立高田松原津波復興祈念公園</td><td>会議室</td></tr></tbody></table>	県立都市公園名	有料公園施設	[略]		岩手県立御所湖広域公園	[略]	岩手県立高田松原津波復興祈念公園	会議室
県立都市公園名	有料公園施設														
[略]															
岩手県立御所湖広域公園	[略]														
県立都市公園名	有料公園施設														
[略]															
岩手県立御所湖広域公園	[略]														
岩手県立高田松原津波復興祈念公園	会議室														
別表第3（第12条、第23条関係） 1～3 [略]	別表第3（第12条、第23条関係） 1～3 [略] <u>4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園</u> <table border="1"><thead><tr><th>公園施設名</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>会議室</td><td>1時間までごとに</td><td>1,370円</td></tr></tbody></table> <p>備考 <u>会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、685円とする。</u></p>	公園施設名	単 位	使用料	会議室	1時間までごとに	1,370円								
公園施設名	単 位	使用料													
会議室	1時間までごとに	1,370円													
備考 改正部分は、下線の部分である。															

第2条 県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者による管理) 第21条 次に掲げる県立都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(4) [略]	(指定管理者による管理) 第21条 次に掲げる県立都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(4) [略]

2 第3条から第7条まで、第10条、第11条（第6号に係る部分に限る。）
、第15条の2、第17条及び第19条の規定は、前項の規定により同項第1号
、第3号又は第4号に掲げる県立都市公園の管理を指定管理者に行わせる
場合について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあ
るのは「指定管理者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える
ものとする。

[略]

3 [略]

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条 前条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる県立都市公園に係る
指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(9) [略]

2 [略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1～3 [略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

[略]

備考 [略]

(5) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

2 第3条から第7条まで、第10条、第11条（第6号に係る部分に限る。）
、第15条の2、第17条及び第19条の規定は、前項の規定により同項第1号
又は第3号から第5号までに掲げる県立都市公園の管理を指定管理者に行
わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「知事
」とあるのは「指定管理者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

[略]

3 [略]

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条 前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる県立都市公園
に係る指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(9) [略]

2 [略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1～3 [略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

[略]

備考1 [略]

2 第23条第2項の規定を適用する場合におけるこの表の適用に
ついては、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の上限額
」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は規則で定める日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の県立都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第1項に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは

、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2（3の表に限る。）及び別表第3（4の表に限る。）に定める金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第23条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。